

令和8年10月1日より

長期優良住宅認定申請を電子申請へ完全移行します。

令和8年10月1日以降は窓口での申請受付を終了し、電子申請へ完全移行いたします。
行政手続きの利便性向上及び業務効率化を目的としております。
ご理解・ご協力をお願いいたします。



申請方法は納付方法により、2種類選べます。

電子納付（クレジットカード払い等）

法第5条 新築認定申請 (第1項から第7項)	
法第8条 変更認定申請	
法第9条 変更認定申請 (譲受人決定)	
法第10条 承認申請 (地位の承継)	

納付書払い（建築相談課窓口→銀行窓口）

※領収書が必要な方はこちらをお選びください。

法第5条 新築認定申請 (第1項から第7項)	
法第8条 変更認定申請	
法第9条 変更認定申請 (譲受人決定)	
法第10条 承認申請 (地位の承継)	

手続き方法

※「とっとり電子申請サービス」から長期優良住宅申請の電子申請を利用される際は、利用者登録が必要になります。

- STEP ① 認定申請書 アップロード
- STEP ② 電子納付
クレジットカード
PayPay・d払い・auPAY・楽天ペイ が使用可能
- STEP ③ とっとり電子サービス上で支払い処理完了
※ 「支払済」となりましたら、工事着手可能です。
- STEP ④ 申請図書等の修正
※システムより修正を依頼します。
- STEP ⑤ 申請受理
※認定通知書発行までお待ちください。
- STEP ⑥ 認定通知書の受取・副本ダウンロード

- STEP ① 認定申請書 アップロード
- STEP ② 手数料納付
建築相談課窓口又は郵送（着払い）で納付書を受取
→ 銀行窓口で手数料納付
- STEP ③ 領収書の写しを建築相談課にて確認
※ 領収書の確認が取れましたら、工事着手可能です。
- STEP ④ 申請図書等の修正
※システムより修正を依頼します。
- STEP ⑤ 申請受理
※認定通知書発行までお待ちください。
- STEP ⑥ 認定通知書の受取・副本ダウンロード

<注意事項>

※修正等の連絡はシステムに入力されたメールアドレス又は電話番号に行います。
確実に連絡の取れる連絡先を入力してください。
※認定通知書のお渡しは「紙」でのお渡しとなります。
認定通知書の受取方法を「窓口受取」「郵送（着払い）」「郵送（返信用封筒）」からお選びください。
※添付図書の返却はシステムより電子データで交付されます。
※受付時に発行される整理番号とパスワードは手続き完了（添付図書の返却）まで必要になります。ご注意ください。
※工事着手後の認定はできませんので、着手日にご注意ください。
※返金処理を行うことが出来ませんので、利用する申請フォームが間違いないか、確認をお願いいたします。
※申請書アップロードはPDFファイルのみ可能です。（最大10ファイル・サイズは合計100MBまで）

お問い合わせ先

米子市都市整備部建築相談課 建築審査担当
電話 : 0859-23-5236
メール : kenchikusoudan@city.yonago.lg.jp